

重要事項(ガスに関する主要な供給条件の説明書)

お客さまが東部ガス株式会社(以下「当社」といいます。)にガス使用のお申込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい主要な供給条件は、以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約(以下「ガス使用契約」といいます。)の詳細は、ガス小売供給約款に定めております。

1. ガス使用のお申込み及びガス使用契約の成立

- ・当社によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめガス小売供給約款をご承諾のうえ、当社指定の申込書等により、当社にガス使用のお申込みをしていただきます。
- ・ガス使用契約は、お客さまからのお申込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

2. 使用開始予定日

- ・使用開始予定日は、引越し(転入)等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合、お客さまの希望する日を基準とし、必要に応じてお客さまと協議いたします。
- ・他社からのガス使用契約の切り替えの場合、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日(毎月1度あらかじめ定めた日に行う検針の日)の翌日といたします。

3. お客さまからのお申し出によるガス使用契約の変更及び解約

- ・契約の変更及び引越し(転出)等に伴う解約につきましては、当社の支社・事業所までご連絡ください。
- ・他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約につきましては、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へお申込みください。
ただし、都市ガスからLPガスへ燃料転換される場合には、当社へご連絡いただく必要がありますので、ご注意ください。

4. 当社からの契約の変更及び解約

- ・当社は、ガス小売供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとします。その場合には、あらかじめ支社・事業所のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。
なお、お客さまは、変更をご承諾いただけない場合は、契約を解約することができます。
- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法等

- ・あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、1か月あたりの基本料金と、1 m³あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。
- ・お客さまにご契約いただく料金表は、お客さまが新たにガスのご使用を開始する地区のガス小売供給約款契約です。
- ・料金表は消費税込みの金額です。実際に適用する単位料金(円/m³)は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月変更します。
- ・支払期限日は、支払義務発生日(検針日等)の翌日から起算して30日目とし、支払期限日を経過してもなおガス料金のお支払いがない場合は、延滞利息を申し受けます。
- ・支払義務発生日(検針日等)の翌日から起算して50日を経過してもなおガス料金又は延滞利息のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・当社はお客さまの使用量などのお知らせを、原則として検針票にてお知らせいたします。

6. ガス料金及び延滞利息のお支払い方法

- ・ガス料金及び延滞利息は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

7. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されています。当社の類別は13Aですので、13Aとされている消費機器が適合いたします。
- ・当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。

(1)秋田支社地区

熱量	標準熱量:46.04655 メガジュール、最低熱量:44.3 メガジュール
圧力	最高圧力:2.5 キロパスカル、最低圧力:1.0 キロパスカル
ガスグループ	13A

(2)福島支社、茨城支社、茨城南支社地区

熱量	標準熱量:45 メガジュール、最低熱量:44 メガジュール
圧力	最高圧力:2.5 キロパスカル、最低圧力:1.0 キロパスカル
ガスグループ	13A

8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、工事約款に基づきお申込みいただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまにご負担いただきます。

9. お客さまの責任及びご協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点からご承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。
 - (1)必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
 - (2)ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
 - (3)ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
 - (4)お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
 - (5)内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
 - (6)ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

小売登録事業者

東部ガス株式会社

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町7番1号

代表取締役 穴水 一行

登録番号 A0026

お問い合わせは、当社の支社・事業所までお願いいたします。

営業時間 平日 午前8時30分～午後5時

夜間、土日祝日のお問い合わせは、翌営業日以降のご対応となる場合がございます。

あらかじめご了承ください。